会 議 録

がおわっち		公 哦 奶				
	: 議 名 :議会等名)	平成27年度第1回川西市人権施策審議会				
事 務 局 (担 当 課)		市民生活部 人権推進室 人権推進課 内線(2412)				
開催日時		平成27年10月23日(金)午後5時~午後6時30分				
開	催場所	川西市役所・4階庁議室				
出席者	委 員	秋田 修一 ・岡 留美 ・石元 清英 ・齋藤 尚志 ・藤井 美江 ・前中 豊 南 朋子 ・大面 昌美 ・牛尾 巧 欠席:安田委員、本荘委員				
	事 務 局	人権推進室長・人権推進課長・主査・総合センター所長・主査				
傍聴の可否		可・不可・一部不可 傍聴者数 0人				
	ス可・一部不可の は、その理由					
	議次第	1.はじめに 2.委員紹介 3.正副会長選任 4.審議事項 人権行政推進プランにもとづく施策・業務点検、評価について 川西市総合センターの運営について 5.その他				
会	議結果	別紙審議会要旨のとおり				

審議会要旨

2.委員紹介

各委員より自己紹介 事務局より欠席者(安田委員、本荘委員)の報告

3.正副会長の選任

事務局より推薦(指名)する。 会長に、石元委員、副会長に前中委員

全委員から異議なく承認される。

4.審議事項

(1)「人権行政推進プラン」にもとづく施策・業務の点検、評価について

事務局から、資料に基づき概略・ポイントを説明

《主な質疑・意見等》

【委員】これは今までAとかBとかCとかだったのをこういう形に変えたということなんですけれどもチェックシートというのは大体全部署から返ってきていたんでしょうか。

【事務局】何らかの形では必ず提出はしていただいていました。

【委員】このように文章になるとわかりやすいが、文章を書くということへの抵抗感がないのかなと、そのことによって提出が滞ることがあるのではないか。

【事務局】当然、文章になりますと負担感というのは出ますけれども、この審議会でも意見が出て ABC だけではよくわからないと、自分の職場のリストに基づいてできたかできなかったかの評価でしかないと。実際どういう内容で具体的にどういう点がどういう理由でできなかったのかとか、今後どうしていきたいのかが全然わからないということがあって、もう少し詳しいことが知りたいというご意見も多々ございましたので、各職場には大変負担にはなるかと思いますけれども文章量にもよりますけれども箇条書きででも書いていただけたらと思っています。

【委員】具体的に分かることが必要だし努力をする部分だと思うが、必要なことほどなかなか取り組んでいただくハードルも高くなるので、その辺の所の見通しをお聞きしたかっただけなんです。勿論これが具体的に詳しくきちんと出てくるようになるのは素晴らしいことだと思っています。

【委員】私も以前より提案させていただいたんですけど、今まで出ていたチェックリストというのが課の方で ABC の評価を付けただけということで、なかなかどのような研修をされてどのようなどのようなところが ABC に該当するのかわからないから、そして各課だけでそれを評価してくることはおかしいんじゃないかと。人権推進課が窓口になってこのような形にすれば、皆さん意見も出やすくなるんじゃないかと思う。今回の見直しはすごくわかりやすくて、いいと思う。他の委員が言ったように、書くということはすごくしんどいことたが、大事なことだからこそ書いていただけたら嬉しいな思います。

【委員】基本的には部単位で報告するということですね。

【事務局】今までも、結果的には部レベルで各課同じ項目という場合もありましたが、基本的には課レベルで書いてます。例えば、まちづくりの関係でしたら、ユニバーサルデザインの推進というのが同じ部内で同じ項目というのがありましたが、同じであっても課別で出していただいていました。今回もそうしたいと思います。

【委員】では、このチェックシートの報告というのは基本的には課単位で出てくるということですね。

【事務局】はい、基本は課レベルです。

【委員】そしたらチェックシートの報告する責任は課長さんになるんですね。

【事務局】実際それを出すにあたっては部長まで決裁を上げていたというところもあります。

【委員】形としては年度初めの庁内の推進組織である部長さん達で構成されている推進委員会 にこのデータが全部出てくるわけですね。

【事務局】市の人権施策推進委員会の中でもこういった取り組みについて、報告させていただ き、そこでも改めて部長に確認していただいています。

【委員】今までのチェックリストは自分とこの課題を見つけて独自に書いて、それに対してチェックを入れて、現状のままなのか、改善途中か、改善できたか、そういう自己評価をやっていたが、今回はチェックをするけども、最終的には文章で報告書が上がってくるだけになるんですね。

【事務局】今のところそう考えています。ABC という形では考えていないんですがチェックシートということで、例えばこの 39 項目の中で該当するような見直し点があったら、こういうことを見直しましたという形の書き方になるかと。それに基づいて成果とか課題があったらまたそれぞれ書いてもらうという形です。

【委員】基本的に自発的な各課の考え方とか。参考になる 39 項目を提示されて、これは他の委員さんも言ったけれども非常に具体的でわかりやすくて、目標設定もし易い、チェックもし易いということもあるが、例えば、市役所内部で、ただ報告を聞くだけで終わってしまうのか、最終的に組織の中で、どう評価して総括していくかが大切だと思う。それは期待できそうですか。

【委員】私も部長さんとかが、その報告を聞くだけで終わったら、あまり意味がない。そのチェックにも職員全体が参画し考えていくような形でないと。いくらいいチェックシートを作ってもらっても。

【会長】その点どうでしょう。何か工夫はありますか。

【事務局】職員の研修体制については以前から意見をいただいています。資料にも書かせていただいておりますが、まずはこのチェックするにあたっても、例えば今回改定した「人権行政推進プラン」であるとか職場の人権研修というのが不可欠であると思っています。単にチェックするだけではなく、このチェックシート自体を学習、研修していくということも一つの研修になりますので、決して講演会等を聴くだけではなく、この機会にこのプランであるとかリストについての研修に、逆に利用していただけたらなと思っています。当然今まで通り職場研修の体制なり参加率も含めまして向上させていくように推進委員会等でも言っていきたいと思います。

【委員】私の職場でも人権研修があるんですが、企業の場合、人権研修が年に何回かあってある一定の期間を設けて DVD を視聴して個人で感想を必ず書くというものなんですが、当日参加できなかったものは何日までに個人の感想を書いたものを必ず直属の上司に提出するということになっていて、パワハラ関係だと直属の上司に提出するのはちょっと抵抗があるので個人が総務に直接提出するという、必ず全員がそれを受けてそれに対して今回は何を学んだか、あなたは今後どうしていくか、3項目ですが、全員が必ず同じものを受けると徹底されて

います。企業はそうですが、今、聞いたら受けない人は受けないまま終わっていたりという ことがあるみたいなので是非そういった形も、同じ時間にというのは無理かもしれないんで すけど一定の期間で全員が必ず研修していくということでやっていただきたいと思う。

【会長】人権研修ですが、何のためにするのかという目的を皆が共通認識していれば変わってくるかと思うんです。私もよく研修に呼ばれて行くんですが、その時言うことですが、やはり職場の構成員の人権意識が高くなると、働き易い職場になると思うんですね。例えばハラスメントのない自分の仕事に打ち込めるそういう環境をつくることにつながると思うんですね。上司や同僚が差別的な偏見だとかを持っていて職場でそういうことを口にする人がいれば、やはり不愉快な職場になるし、この上司のために頑張ろうという気も起こらないわけで、ですから全体の人権意識を高めるということは働き易い職場になり、結局はその組織のためにもなるということだという観点から人権研修に取り組むことが認識されれば、より効果的な研修になっていくと思います。川西市でも全構成員がそういう意味で人権研修に取り組むんだということを認識していただければ大分変ってくるかなと思うんですけども。

それで今日ご欠席の安田委員からリストに関してご意見をいただいておりますので、ご披露します。

~全体的に平易な言葉で例も交えて記すなど分かりやすく書かれている。ただ次の3点が気になりました。1点目は、職場環境づくりに関してのところで、政府が定めた仕事と生活の調和~ワーク・ライフ・バランスの観点も銘記する必要はないのか。2点目は、障がい者に関して、障がい者差別解消法に基づく差別的取扱い等と、合理的配慮という観点。この観点がリスト全体に含まれているのかどうか。3点目は、行政施策、業務上の人権に関わる苦情や相談を受け付ける総合的窓口のようなものはあるのか。ないならば必要ではないのか。

総合的窓口というのは市民の窓口と庁内の職員の苦情を相談受付窓口の両方を含むようなことだと思うんですけども、そういったものがあるのかどうかということ。いかがでしょう。

【事務局】1点目のワーク・ライフ・バランス憲章に基づくワーク・ライフ・バランスの観点と2点目の障がい者差別解消法に基づく観点については、また追加検討していきたいと思います。3点目については会長から説明していただきましたが、全体的な人権行政の観点で言われているのかなと、チェックリストでどの項目を指しているのか分かりづらかったんですが、市民であれば各所管の職場が基本にあり、総合的という意味合いで言えば人権推進課になるかと思います。例えば、障がい者の関係であれば障害福祉課が直接の担当になります。けれども、当然、障害福祉課だけではいろいろ難しいということであれば人権推進課も相談にのります。そういう意味の総合的ということであれば人権推進課になるうかと思います。庁内という観点でいきましても当然、人権推進課も関わりますけれども、個別の対応でいったら職員課になるかと思います。

【委員】関連することですが、今回は平易な言葉で内容も理解しやすいですし分かりやすくまとめていただいて、これに基づいてそれぞれの取り組みを報告していただくということは、素晴らしいなと思います。ただ先ほども言いましたが、なかなか記入に伴うハードルはあるだろうなということと、これを咀嚼して噛み砕いてその上で自分の意見をきちんと述べていただくという形になるので、出てきた回答にばらつきがあるのは仕方ないかと思うんです。例えば、リストと併用して最終的に何かをまとめる形になるのか、今後より提出しやすく全課から出てきて尚且つその結果が反映できるような形でこういうものがまとめられるといいなと。それで集約されていったものが市の財産として残っていくといいなと思います。

細かい項目になりますが、「情報発信」への視点になるかと思いますが、今、ピクトグラム(絵文字)で、例えば耳マークというのがありますが、それを掲示していることが分からなかったり、掲示されていても一般の市民の人にはそれが何のマークなのかがわからないというようなことがあるので、さまざまなマークを市民に周知していただいて、それが何を表しているのか分かった上で公共施設とか商業施設とかで使用されていけばいいなと思います。

【会長】事務局から説明があったように、これが確定版ではありませんので、順次いろいろ各部局の意見を聞きながら工夫していくということだと思います。それで「情報発信」への視点のところで 情報公開においては、個人情報保護に十分留意して行う。これは当然のこ

となんですが、もう1点、最近、個人情報、例えばUSBメモリーだとか簡単に持ち歩けるようになっていて、それが置忘れだとか無くしただとかで個人情報が漏れるということが割とあちこちで見られていますので、個人情報というのは非常に重要なもので、その保管というのは慎重に慎重にということが必要です。やはりこれは漏れると人権侵害につながるということもあり得ますので、そういう点をどこかに明記してチェックリストを上げていただければと思います。

【委員】やはり個人情報というのはどういう形が個人情報につながるのか。これは個人情報にならないんだという分類を職員がきっちりと把握できていなければ、何でも個人情報だから 個人情報だからとなると困るんじゃないかと思います。

【会長】はい。他によろしいですか。またお気づきの点がありましたら、事務局の方にお願い します。

(2)総合センターの運営について

事務局(総合センター)から、資料に基づき概略・ポイントを説明

《主な質疑・意見等》

【委員】これまでと違って回数が増えたのは人権啓発ビデオ上映会の上映時間が2回だったのが4回になって、なんとか参加者を増やしていこうということですね。

【事務局】そうです。今年の5月からの取り組みです。

【委員】事業でちょっと方向性が変わったとか。変化があるとかはありますか。

【事務局】夏に平和展、パネル展をしたことがなかったので、今年度初めて7月にしました。

【委員】毎年全市一斉に公民館なんかでやっているのと同じ時期に総合センターも平和展をやったということですね。

【事務局】はい。

【会長】2ページの総合センター利用状況の表があるんですけど、貸館等利用人数なんですが。 H22年が5万3千人と多いんですが、たまたまこの年が多かったのか。あるいは22年以前から5万人台で推移してきているのか。以後すごく利用者が減っていますが。22年だけが多かったということですか。

【事務局】23 年度までと 24 年度以降とカウントの仕方が変わりました。23 年度までにつきましては、例えば貸館で午前、午後と借りられた場合は午前 1、午後 1 と 2 カウントになっていました。また、貸館等となっていますが、この等の意味は、23 年度までにつきましては交流サロンにつきましては目視でカウントしており、貸館プラス目視のカウントを入れていましたが、ダブルカウントの感があったので 24 年度からは貸館だけのカウントにしました。それで人数が減った形になっています。

【会長】もう一つ、「けんけんひろば」ですが、中学生が定員 15 人のところ 3 人っていうのは、たまたまこれだけ少なかったのか。これからもこんな感じになりそうなんでしょうか。

【事務局】「けんけんひろば」につきましては旧解放学級の流れをくむ教室なんですが、ここ数年の状況としましては、特に中学生は、総合センターに来るんですが、普通は学習室で学習するんですが、中には学習室に入らずに交流サロンとかで、たまり場的な場所になっていた年があり、いつも募集期限を設けて募集をかけるんですが、募集期限を過ぎても毎年受付をしており、「いつ行っても登録してもらえるわ。遊べるわ。」みたいな感じで総合センターに来る子どもたちが多くなりましたので、26年度からは期限を守ってくださいということ、期限を守れない子どもたちについては、その年度は受付しませんということを徹底しま

した。それと遊びにくるんではなくて、来たからには学習をしていただくというような形に しました。その結果、中学生については3人という極端に少ない結果になりました。

【委員】その件ですけが、元々は解放学級の流れ云々と言っておられますけれども、今は該当者が組織の方にいないので周辺の子どもたちが来られているということなんです。

【会長】小学生も似たようなものなんですか。要するに周辺の小学生が。

【委員】そうですね。遠くから来ている子もいます。

【会長】午後6時から7時半までというと塾と重なるんですよね。割といろいろな取り組みをされているのが伺われる報告だと思います。特に隣保館事業を見てみると大阪と比べるのはおかしいんですけど、大阪は完全に隣保館がなくなりましたので貸館になってしまって独自の事業は一切やっていないという。それもまたなくなるかもわからないという状況ですので、そういうところからみるとよく頑張っておられると感じます。

【委員】川西はまだ隣保館事業というのが、県の方だとか国の方から補助金がおりてるんですよ。だからこういうことがやれているんだと思います。

【会長】そうですね。指定管理者制度に移行するところも多いですので、是非頑張ってほしい と思います。

【委員】それは方向性としては指定管理者制度に向かわない方がいいと。先生としてはどうですか。

【会長】どうですかね。どんどん隣保館がなくなっている中、兵庫県はまだあるほうで、いいかなと。大阪なんかみてると寂しい限りなので。

【委員】先ほど、たまり場的という言葉が出たんですが、行き場のない青少年たちに対してもう少し寛容であってほしい。学習というよりは、もっと趣味とか何かで居場所ができる、仲間と出会えるという方が方向性としてはいいのかなと。それが事業として認められるのかどうか分かりませんが・・・・。

【委員】そうなってくると、子どもたちは悪さしたり、いたずらしますやん。そこには小さい子どももいます。その保護者も心配されるし、ちょっと問題があってね。また、センター職員の人数も少ないですし、そういうふうなことをやるとするならば、退職された学校の先生方とかが中心になって貸館を利用して登録グループになってできるんじゃないですかって先生方にお話することもあるんですけど、なかなか難しいところですね。

【会長】そうですね。そういう居場所のない中学生なんかに対する何かの事業が必要だと思いますので、何か取り組みができればいいんですけど、それに対する予算の問題とか出てきますね。県がそれに補助してくれればいいんですけどね。

【事務局】市の方でも、総合センターに限らず、特に中学生や高校生で、学校になじめない子どもたちの問題は市全体の問題として取り組んでいかなければいけないという認識には立っています。ただ居場所、単なる空間だけの問題ではなくて、作るからにはそこにいろいる相談を受けてもらうような立場の人も置きながら、事業も考えていかなければと思います。

この審議会につきましては、今年度は 1 回限りとなっております。次回はまた来年度という形になりますけれども、今回審議していただきました人権チェックもその時点でまだ項目だけなのかどれだけ出せるかわかりませんが、それも含めてご協議いただきたいと思います。

本日いただきましたいろんなご意見、ご助言につきまして事務局の方で今後の人権施策の 運営に繁栄させていただきます。人権チェックにつきましてもいただいたご意見を基にして 今年度には各職場等に発信したいと思っております。以上をもちまして人権施策審議会を終 わらせていただきます。本日はお忙しいところありがとうございました。